

総務委員会会議記録（第1号）

令和6年 3月 5日

福島県議会

1 日時

令和6年 3月 5日 (火曜)

午前 11時 開会

午後 2時11分 散会

2 場所

総務委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」のとおり

4 出席委員

委員長	高 宮 光 敏	副委員長	渡 辺 康 平
委員	渡 辺 義 信	委員	宮 川 えみ子
委員	古 市 三 久	委員	水 野 さちこ
委員	三 村 博 隆	委員	江 花 圭 司
委員	猪 俣 明 伸		

5 議事の経過概要

(午前 11時 開会)

高宮光敏委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより総務委員会を開会する。

初めに、会議録署名委員の指名については、委員長指名で異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、渡辺義信委員、三村博隆委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外15件、議員提出議案第18号外3件及び請願3件である。

また、「陳情一覧表」を手元に配付している。

続いて、審査日程については、手元に配付の審査日程（案）のとおり進めたいと思うが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのように進める。

本日は、整理予算関係議案の審査及び採決を行い、その後、議員提出議案及び意見書の提出を求める請願の審査を行う。

なお、一般的事項に対する質問は後日行うので、了承願う。

これより人事委員会事務局の整理予算関係議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第90号のうち本委員会所管分を議題とする。

直ちに、人事委員会事務局長の説明を求める。

人事委員会事務局長

（別紙「2月県議会定例会総務委員会人事委員会事務局長説明要旨」説明）

高宮光敏委員長

続いて、事務局次長の説明を求める。

事務局次長兼総務審査課長

（別紙「議案説明資料」説明）

高宮光敏委員長

以上で説明が終わったので、これより整理予算関係議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

（「なし」と呼ぶ者あり）

高宮光敏委員長

なければ、以上で整理予算関係議案に対する質疑を終結する。

これをもって、人事委員会事務局の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

（午前 11時 5分 休憩）

（午前 11時 6分 開議）

高宮光敏委員長

再開する。

これより出納局の整理予算関係議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第90号のうち本委員会所管分外1件を一括議題とする。

直ちに、会計管理者の説明を求める。

会計管理者兼出納局長

(別紙「2月県議会定例会総務委員会会計管理者兼出納局長説明要旨(整理予算)」  
説明)

高宮光敏委員長

続いて、出納総務課長の説明を求める。

出納総務課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

以上で説明が終わったので、これより整理予算関係議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で整理予算関係議案に対する質疑を終結する。

これをもって、出納局の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

(午前 11時13分 休憩)

(午前 11時14分 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

これより監査委員事務局の整理予算関係議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第90号のうち本委員会所管分を議題とする。

直ちに、監査委員事務局長の説明を求める。

監査委員事務局長

(別紙「2月県議会定例会総務委員会監査委員事務局長説明要旨(整理予算)」  
説明)

高宮光敏委員長

続いて、監査総務課長の説明を求める。

監査総務課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

以上で説明が終わったので、これより整理予算関係議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で整理予算関係議案に対する質疑を終結する。

これをもって、監査委員事務局の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

(午前 11時17分 休憩)

(午前 11時18分 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

これより議会事務局の整理予算関係議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第90号のうち本委員会所管分を議題とする。

直ちに、議会事務局長の説明を求める。

議会事務局長

(別紙「2月県議会定例会総務委員会(整理予算)議会事務局長説明要旨」説明)

高宮光敏委員長

続いて、総務課長の説明を求める。

総務課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

以上で説明が終わったので、これより整理予算関係議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で整理予算関係議案に対する質疑を終結する。

これをもって、議会事務局の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

(午前 11時22分 休憩)

(午前 11時24分 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

これより危機管理部の整理予算関係議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第90号のうち本委員会所管分を議題とする。

直ちに、危機管理部長の説明を求める。

危機管理部長

(別紙「2月県議会定例会総務委員会危機管理部長説明要旨(整理予算)」説明)

高宮光敏委員長

続いて、危機管理課長の説明を求める。

危機管理課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

以上で説明が終わったので、これより整理予算関係議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

古市三久委員

危 5 ページ、消防防災ヘリコプター運航事業の増額理由を聞く。

災害対策課長

消防防災ヘリは毎年 1 回、耐空検査という車検のような検査を受けることになっている。その検査の際、ヘリの尾翼にあって縦回転する小さな羽根の一部に不具合が見つかった。また、パイロットの操縦席から油圧系統で指示を伝達する装置にも不具合が発生しており、これらの修繕に要する経費として増額補正するものである。

古市三久委員

繰越明許費にも同じ予算科目の計上があるが、その事業とリンクしているのか。

災害対策課長

部品調達が海外での受注生産となるため納品に時間を要することから、委員指摘のとおり、繰越明許費にも計上している。

古市三久委員

危 8 ページの環境放射能等監視事業費の約 5 億円の減額について、詳細を聞く。

放射線監視室長

緊急時・広域環境放射能監視事業では、原子力発電所の周辺地域はもとより、県内全域において環境放射線モニタリングを行っている。空間線量率や環境中の放射性物質を測定する機器の購入のほか、学校、公園、観光地などの空間線量率をサーベイメーターで測定するモニタリング委託業務等の入札において請け差が発生したことなどにより、総額 4 億 9,610 万 4,000 円を減額する。

古市三久委員

約 5 億円の請け差はかなり多額だと感じるが、発注業務に問題はなかったのか。

放射線監視室長

予定価格と落札額に大きな差があったため、落札業者に低額で入札できた理由を確認したところ、今回落札したモニタリング機器は本県のほか国や他自治体からも受注できる見通しであったことから、大量生産が可能となり入札額を抑えられたとの報告を受けている。今後とも、予定価格の設定に当たっては複数者から参考見積りを取るなど適切に取り組んでいく。

古市三久委員

公共工事などでは最低制限価格があるが、そうした価格制限がなく低額で落札されたものと理解した。ただ、あまりに請け差が大きいのが、機器の仕様などは従来品

と差がなく、測定に当たっても問題ないと理解してよいか。

放射線監視室長

今回も複数者から参考見積りを取り、おおむね例年と同等の額で予定価格を設定していたが、入札額がかなり低額であったため大きな請け差が生じたものである。

宮川えみ子委員

危3ページ、台風第13号に係る被災者生活支援特別給付金の1億200万円の減額について、これほど減額になるということは手続きが遅れているのか。

災害対策課長

当該事業は被災者生活再建支援金の対象とならない半壊世帯や床上浸水世帯に対し、1世帯当たり10万円を市町村の支援金に上乗せして支給するものである。既に879世帯に支給済みだが、最終的に980世帯、9,800万円の支給を見込んでおり、その差額を減額する。

宮川えみ子委員

支給済みの世帯数を再度説明願う。

災害対策課長

879世帯である。

宮川えみ子委員

被害が甚大だった割に該当世帯数が少なかったと受け止めるが、要件が厳しかったのではないかとの思いもある。その辺りはどうか。

災害対策課長

当初は支給対象世帯を2,000世帯と見込んで2億円を計上したが、その後の家屋調査等により、支給対象となる半壊世帯が約700世帯、一部損壊の床上浸水世帯が約300世帯となったものである。

古市三久委員

危3ページの災害時備蓄物資整備事業は374万5,000円の減額だが、全体の予算額は幾らなのか。また、どのような理由で減額するのか。

災害対策課長

備蓄物資の購入に係る予算額については、確認して後ほど回答したい。

減額の理由は、備蓄物資購入の請け差によるものである。

江花圭司委員

危1ページの歳入欄にある使途指定なき寄附金は、何の事業に充てられているのか。

危機管理課長

同ページの歳出欄にある原子力災害等復興基金積立事業に充当している。使途指定なき寄附金の歳入科目は、令和5年4～12月に寄せられた寄附金を一旦受け入れておくための特定科目となっている。

江花圭司委員

昨年度はどの程度の寄附金が寄せられたのか。

危機管理課長

同じ事業で比較すると昨年度は約1,000万円であり、今年度は記載のとおり約700万円なので、約300万円減っている。

江花圭司委員

復興が徐々に進み、寄せられる寄附金も減少傾向にあるとの理解でよいか。

危機管理課長

委員指摘のとおり、寄附金は年々少しずつ減少している。

災害対策課長

先ほど古市委員から質疑のあった備蓄物資購入に係る予算額について、今回374万5,000円を減額する災害時備蓄物資整備事業の当初予算額は838万6,000円である。また、ほかに備蓄物資整備事業として5,337万円を計上している。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で整理予算関係議案に対する質疑を終結する。

これをもって、危機管理部の審査を終わる。

執行部交代のため、暫時休憩する。

(午前 11時46分 休憩)

(午前 11時48分 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

これより総務部の整理予算関係議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第90号のうち本委員会所管分外2件を一括議題とする。

直ちに、総務部長の説明を求める。

総務部長

(別紙「2月県議会定例会総務委員会総務部長説明要旨(整理予算関係)」説明)

高宮光敏委員長

続いて、総務課長の説明を求める。

総務課長

(別紙「議案説明資料」説明)

高宮光敏委員長

議案の説明が終わったが、ここで暫時休憩する。

再開は午後1時とする。

(午後 0時 5分 休憩)

(午後 0時59分 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

これより整理予算関係議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

江花圭司委員

総5ページの財政調整基金は約37億円の増額だが、市町村の同基金はかなり逼迫している。今回の補正の内容を詳しく聞く。

財政課長

財政調整基金は主要基金であり、今回の補正で計上している県税や普通交付税の追加交付分などを財源として、基金の回復を図るために増額するものである。また、

東京電力から支払われる賠償金は基本的に財政調整基金に積み立てる取扱いとしており、それらを含めて約37億円を基金に積み立てる。

江花圭司委員

東京電力からの賠償金を除くと幾らなのか。

財政課長

約22億円である。

江花圭司委員

国でも自治体の財政調整基金の残額を把握できると思うが、積立額が十分にあるために交付税等が減らされることはあるのか。

財政課長

財政調整基金は当初予算で取り崩したり年度途中の不測の財政需要に活用するなど年度内で増減するため、財政調整基金の残高によって国からの交付税等が増減することはないと認識している。

古市三久委員

総13ページの高等学校等就学支援金は約3億円と大きな減額だが、理由を聞く。

私学・法人課長

高等学校等就学支援金は高等学校や専修学校高等課程に通う一定収入未満世帯の生徒に支給するものだが、当初の見込み1万1,162人から対象生徒数が1万649人に減ったことによる減額である。1人当たりの額が大きいため約3億円の減額となっている。

古市三久委員

対象生徒数は約500人減ったため、3億円で割り返すと1人当たりの支援金の額になるとの理解でよいか。

私学・法人課長

おおむねの額としては委員指摘のとおりだが、所得により積算が異なるため、各階層に応じて積み上げた額により約3億円の減額となったものである。

古市三久委員

この事業の総額はどの程度か。

私学・法人課長

当初予算では約32億円を計上しており、母数が大きいため補正額も相応の額とな

っている。

古市三久委員

見込んでいた対象生徒数の約1割について支援金が不要になったと理解した。

次に、先ほどの部長説明において、補正予算の財源に関して地方消費税清算金の減額について言及があったが、地方消費税は全体的に減少しているのか。

税務課長

地方消費税は増加傾向となっている。

宮川えみ子委員

総13ページの私立学校振興助成費の説明欄1、私立学校運営費補助金（一般分）は約4億円の減額だが、例年においても同水準の減額を行っているのか、それとも生徒数が見込みより少なかったのか。

また、説明欄2の私立学校運営費補助金（過疎特別分）について、補助金の内容と増額の理由を聞く。

私学・法人課長

私立学校運営費補助金（一般分）については、昨年度は約2億2,000万円の減額だったため減額幅が大きくなっている。要因としては少子化による児童生徒数の減少が影響しており、高等学校で見込みより205人下回ったほか、幼稚園では新制度への移行等の事情もあり1,433人下回った。補助単価は20万円や30万円などであるため、どうしても補正額も大きくなる。

次に、私立学校運営費補助金（過疎特別分）については、過疎地域に所在する私立高校の維持及び適正規模への誘導を図るため、対象校4校に対して補助するものである。当該補助金の財源である国庫補助の係数が変更されたほか補助対象人数が増えたため増額補正となった。

宮川えみ子委員

高等学校や幼稚園を含め、ある程度実態に近い入学者数をあらかじめ見込むことはできると思う。制度改正があったにせよ減額幅が大きいと感じるが、その辺りはどうか。

私学・法人課長

委員指摘のとおり、当初予算においてもなるべく差が生じないように努力しているが、私学助成の全体額は約115億円であり、どうしても補正額が大きくなってしま

う。当初予算における数値の精査に対して不断の努力を重ねるなど、今後とも減額幅を少なくする努力を続けていきたい。

高宮光敏委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

なければ、以上で整理予算関係議案に対する質疑を終結する。

これをもって、総務部の審査を終わる。

採決のため、暫時休憩する。

(午後 1時10分 休憩)

(午後 2時 5分 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

既に各委員会の整理予算関係議案に対する採決が終了しているので、これより整理予算関係議案の採決に入って異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、直ちに採決に入る。

知事提出議案第90号のうち本委員会所管分外3件を一括採決する。

お諮りする。

知事提出議案第90号のうち本委員会所管分、同第91号、同第92号のうち本委員会所管分及び同第98号、以上4件は、一括原案のとおり可決すべきものと決定して異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認める。よって、知事提出議案第90号のうち本委員会所管分外3件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

これをもって、整理予算関係議案の審査及び採決を終わる。

なお、委員長報告の作成については、私に一任願う。

ここで、執行部退席のため、暫時休憩する。

各委員は、暫時そのままお待ち願う。

(午後 2時 6分 休憩)

(午後 2時 7分 開議)

高宮光敏委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案4件を一括議題とし、審査及び方向づけを行う。

議員提出議案の件名のみ、書記に朗読させる。

(書記朗読)

高宮光敏委員長

初めに、議員提出議案第18号について、各委員の意見を尋ねる。

猪俣明伸委員

可決の方向で願う。

江花圭司委員

可決の方向で願う。

宮川えみ子委員

可決の方向で願う。

水野さちこ委員

可決の方向で願う。

高宮光敏委員長

議員提出議案第18号については、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第19号について各委員の意見を尋ねる。

猪俣明伸委員

可決の方向で願う。

江花圭司委員

可決の方向で願う。

宮川えみ子委員

可決の方向で願う。

水野さちこ委員

可決の方向で願う。

高宮光敏委員長

議員提出議案第19号については、可決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第20号について各委員の意見を尋ねる。

宮川えみ子委員

可決の方向で願う。

江花圭司委員

否決の方向で願う。

猪俣明伸委員

否決の方向で願う。

水野さちこ委員

否決の方向で願う。

高宮光敏委員長

議員提出議案第20号については意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第21号について各委員の意見を尋ねる。

江花圭司委員

継続審査を願う。

宮川えみ子委員

可決の方向で願う。

猪俣明伸委員

継続審査を願う。

水野さちこ委員

継続審査を願う。

高宮光敏委員長

議員提出議案第21号については意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、議員提出議案の審査を終わる。

次に、意見書の提出を求める請願の審査に入る。

なお、本委員会に付託された請願3件のうち、意見書の提出を求める請願を除く継続請願11号外1件については、別途審査を行う。

意見書の提出を求める請願について、請願調書の件名のみ、書記に朗読させる。

(書記朗読)

高宮光敏委員長

新規請願20号については、さきに審査した議員提出議案第20号に関連していることから意見が一致しない状況にあるため、本日は方向づけを行わず、採決において結論を出したいと思うが、異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

高宮光敏委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、意見書の提出を求める請願の審査を終わる。

なお、採決は3月18日に行う。

本日は、以上で委員会を終わる。

3月7日は、午前11時より委員会を開く。  
審査日程は、総務部の議案及び請願の審査である。  
これをもって散会する。

(午後 2時11分 散会)